

診療情報提供（カルテ開示）について

診療情報の提供は、患者様が病気と診療の内容を十分に理解し、医療従事者と相互に信頼関係を保ちながら、共同して病気を克服することを目的としています。この診療情報提供に関しては原則として日本医師会・日本精神科病院協会が定めた「診療情報の提供に関する指針」に即しております。

当院はできる限りの診療情報の提供に努めています。お互いに情報を共有し、より良い信頼関係のもとで治療を進めて行きたいと願っています。

1、診療情報の提供を求めることのできる方は原則として次のとおりといたします。

- (1) 患者様本人
- (2) 患者様本人の同意を得たご親族
- (3) 法定代理人（親権者・後見人）
- (4) ご遺族（法定相続人）
- (5) 患者様から委任を受けた弁護士

2、診療情報の提供の方法

当院の指針（ガイドライン）により具体的状況も即した適切な方法で行います。

3、次のような場合には、診療記録等の提供、診療情報等の開示の全部または一部をお断りさせていただきます。

- (1) 診療情報の提供が、患者さん本人の心身の状況を著しく損なうおそれがある場合
- (2) 対象となる診療情報が、第三者の権利・利益を害するおそれがある場合
- (3) 医療従事者の主観的評価・感想・思考過程などの評価観察情報が、患者さんとの信頼関係を著しく損なうおそれがある場合
- (4) 上記（1）（2）（3）のほか、診療情報の提供が不相当とするに理由がある場合

4、診療情報提供の手続きは必ず書面で行ってください。

当院が定めた書式により請求してください。診療情報提供のために要する費用は、すべて請求者の負担となります。速やかに開示の可否を決定し、開示の準備ができましたらご連絡いたします。

開示に必要な書類等

開示請求者により必要書類が異なります。以下の表をご参照ください。

開示請求者	必要書類等
患者様本人	◇身分証明書 ◇印鑑
患者様から同意を得たご親族	◇委任状 ◇申請者の身分証明書 ◇戸籍謄本の写し ◇印鑑
法定代理人	◇法定代理人の身分証の写し ◇印鑑
ご遺族	◇申請者の身分証明書 ◇戸籍謄本の写し ◇印鑑
弁護士	◇委任状 ◇弁護士身分証 ◇印鑑

*身分証明書は運転免許証・マイナンバーカード・パスポート等顔写真付きのものをご用意ください。
(顔写真付きの身分証明書をご用意できない場合は、健康保険証や年金手帳等の住所、氏名、生年月日が記載された身分証明書をご用意ください。)

診療情報提供（カルテ開示）についてご不明な点がございましたらご連絡ください。

「患者様相談窓口」 TEL 0265-22-5150（代表）